

認定こども園 酒田幼稚園 園則兼運営規程

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 学校法人酒田幼稚園が設置する幼稚園型認定こども園は、教育基本法、学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培う者としての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行う。また、1歳児以上の幼児に対し、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、個別の関わりに重点を置いた子育て支援を行うことを目的とする。

2 本園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が家庭との密接な連携の下に、子どもの発達状況を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとする。

3 本園は、地域社会の期待にこたえられる創意と活力ある教育・保育活動を進め、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。

(名称)

第2条 この幼稚園は、認定こども園 酒田幼稚園(以下、「本園」という。

(位置)

第3条 この幼稚園は、山形県酒田市寿町1番80号に置く。

(入園資格)

第4条 この幼稚園に入園することのできる者は、1歳になり最初の3月31日を迎えた日の翌日から小学校就学の始期に達するまでの子どもとする。ただし、認可外保育の子どもの入園できる時期は、2歳になった日の翌日からとする。

第 2 章 教育・保育年限、学期及び休業日、教育・保育時間

(教育年限)

第5条 本園の教育年限は、次のとおりとする。

- (1)教育 ・満3歳児:3年〇ヶ月 ・3歳児:3年 ・4歳児:2年 ・5歳児:1年
- (2)保育 ・1歳児:5年 ・2歳児:4年 ・3歳児:3年
・4歳児:2年 ・5歳児:1年

(学期)

第6条 本園は、1年を次の3学期に分ける。

- ・第一学期 4月1日 から7月31日まで
- ・第二学期 8月1日 から12月31日まで
- ・第三学期 1月1日 から3月31日まで

(教育・保育の提供を行う日)

第7条 本園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178条)に規定する休日、12月29日から12月31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

2 子ども・子育て支援法第19条第1項1号の子ども(以下「1号認定子ども」という。)への教育・保育の提供については、前項の規定に関わらず、次の休業日を加える。

- (1) 土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日(日曜日と重なる場合はその翌日)
- (3) 夏季休業 7月20日から8月24日まで(その年の暦によって変える)
- (4) 冬季休業 12月20日から翌年1月7日まで(その年の暦によって変える)
- (5) 学年末休業 3月20日から3月31日まで(その年の暦によって変える)
- (6) 学年始休業 4月1日から4月7日まで(その年の暦によって変える)
- (7) 酒田まつり 5月20日
- (8) その他園長が必要と認めた日

※その年の暦により変更する際は、その年度が始まる前に該当保護者に告知する。

(教育週数および教育・保育時間)

第8条 本園の教育週数は、学校教育法施行規則に定めのもとに39週以上とする。

2 教育標準時間認定を受けた園児に対する教育時間は、幼稚園教育要領に定めのもとに午前9時30分から午後2時までの4時間30分とする。

3 保育標準時間認定(11時間)を受けた園児に対する教育・保育時間については本園が定める次の時間の範囲内で支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金曜日は午前7時30分から午後6時30分、土曜日は午前7時30分から午後6時。

ただし、本園が定める保育時間(11時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、本園が定める保育時間(11時間)から開所時間の間に延長保育を提供する。

4 保育短時間認定(8時間)を受けた子どもの教育・保育時間は本園が定める次の時間の範囲内で支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土曜日 午前9時00分から午後5時00分

ただし、本園が定める保育時間(8時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、本園が定める保育時間(8時間)から開所時間の間に延長保育を提供する。

5 保育認定を受けていない認可外の子どもの教育・保育時間は、教育日は教育標準時間を保育時間とする。また、教育標準時間以降および保育日(教育休業日)・土曜日の預かり保育においては、午前9時から午後13時前まで、13時から17時前までの4時間とする。

6 開所時間は次のとおりとする。

月～金曜日 午前7時30分から午後7時

土曜日 午前7時30分から午後6時30分

第 3 章

教育内容及び、収容定員、利用定員、学級編制

(教育・保育内容)

第9条 本園の教育内容は、健康、人間関係、環境、言葉、表現、その他園長が必要と認めたものとする。

(子育て支援)

第10条 本園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、地域開放(地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業)を実施する。

(定員及び学級数)

第11条 本園の収容定員、利用定員及び学級数は次のとおりとする。

年齢	収容定員	利用定員				クラス数
		学年計	1号認定	2号認定	3号認定	
0歳児	170人	0人			0人	
1歳児		4人			4人	
2歳児		11人	0人		11人	
3歳児		16人	12人	4人		1学級
4歳児		17人	12人	5人		1学級
5歳児		17人	11人	6人		1学級
合 計	170人	65人	35人	15人	15人	3学級

(教員の職種、員数、職務の内容)

第12条 本園の職員組織は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受入れ状況等により、人数が変動する場合がある。

園長	1名	体育講師	1名
副園長・教頭	配することがある	調理師	2名
教務主任	1名	栄養士(献立作成)	1名
保育主任	1名	園医	3名

- | | | | |
|--------|------|------|----|
| 教諭・保育士 | 6名以上 | 園歯科医 | 1名 |
| 事務職員 | 1名以上 | 園薬剤師 | 1名 |
| 技能職員 | 2名以上 | | |
- 2 職員の職務は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の関係法令の定めるところによる。

第 4 章 入園、退園、休園、修了およびほう賞

(入園許可)

第13条 本園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号認定子どもから本園の利用について申込みがあった時は、次にあげる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1)利用定員に空きが無い場合
 - (2)利用定員を上回る利用の申込みがあった場合
 - (3)その他特別な事情があり、本園の安全な運営に支障をきたす場合。
- 2 1号認定子どもについて利用定員を超える申込みがあった場合は、下記の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。
- (1)継続して在籍する園児のきょうだいを優先
 - (2)先着順(抽選、面接)により選考
- 3 子ども・子育て支援法19条第1項2号の子ども(以下「2号認定子ども」という。)及び子ども・子育て支援法19条第1項3号の子ども(以下「3号認定子ども」という。)については子ども・子育て支援法第42条の規定により市町村が行った利用調整により利用が決定したときは、これに応じる。

(入園手続き)

第14条 本園に入園を希望する者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出しなければならない。

(退園又は休園措置)

第15条 本園を退園又は休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出なければならない。

- 2 病気その他の理由により、他の園児または幼稚園の運営および保護者に悪影響を及ぼすおそれのある者は退園または休園させることがある。
- 3 学校教育法第35条および学校保健法第12条の規定に該当する場合。
- 4 保育料未納につき、以下の措置を講ずる。
 - (1)未納の際、催促状を発行
 - (2)2か月の滞納に対し登園停止、納入の督促および退園措置の注意
 - (3)3か月の滞納に対し退園を勧告し、滞納金を請求

ただし、2カ月滞納で3カ月目に納付した場合は、その後の滞納は1カ月(2ヶ月目納入)の猶予期間をもって退園勧告。起算日入は、保育料等口座引き落とし日とする。
- 5 2号認定子ども及び3号認定子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。
 - (1)子ども・子育て支援法施行規則第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取消したとき
 - (2)支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき
 - (3)市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき
- 6 第2項その他の理由のうち、在籍する園児が他の園児に対して危害を加える危険を確認したとき。または、在籍する園児の保護者および家族が、幼稚園および職員等や他の在籍する園児とその家族等に危害を加える危険を確認したときは、次の措置を講ずる。
- 7 第6項は、傷害のみならず精神的危害も含め、刑法およびその他法律ならびに社会的慣例の観点から判断し適用する。適用の権限は園長が有する。
- 8 第7項は、その程度により登園停止措置(1日～15日)を講ずることができる。その期間は園長が決定し、登園停止期間は登園すべき日数の休みとして扱う。

(復園)

第16条 本園は、休園した園児を保護者が復園させようとするときは、復園願を園長に提出し、許可を受けなければならない。

(転園)

第17条 本園は、園児が転園しようとするときは、保護者が文書をもって届け出て、園長の許可を得る。

2 園長は転園を許可したときは、在園証明書並びに幼児健康診断票及び認定こども園指導要録を転出先の園長に送付する。

(成績の評価)

第18条 本園の各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(修了)

第19条 園長は、園児が所定の全課程を修了したと認めたときは、修了証書を授与する。

(ほう賞)

第20条 園長は、心身の発達著しく他の模範となる者をほう賞することがある。

第 5 章 保育料および特定負担額

(保育料、入園準備金)

第21条 本園は、園児の居住する市町村が定める保育料(基本負担額)を徴収する。なお、認可外保育においては、本学が定める保育料を徴収する。

2 給食費および特定負担額、実費徴収については、「重要事項説明書」または、「保育委託契約書」に記載する。

3 園児が在籍中は、出席の有無にかかわらず保育料等を毎月の26日までに納入しなければならない。納入の方法は、保護者が指定する銀行口座からの自動引き落としとする。ただし、次の各号に該当する場合には費用を減免することがある。

(1)国・市の基準で無償および減免の措置がある場合

(2)休園の場合

(3)きょうだいで同時に在籍する場合

(4)きょうだいで入園する場合

4 アレルギー対応の理由により給食提供を受けない場合は、給食費は免除する。

5 認可外保育の保育料等の清算は、原則日々の保育終了後とする。ただし、定めた期間がある場合は第3項に準ずることができる。

第 6 章 安全対策、緊急時の対応及び非常災害対策

(安全対策)

第22条 本園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、危機管理の手引きを策定し、事故を防止するための体制を整備するものとする。

(緊急時における対応方法)

第23条 本園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第24条 本園は非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

2 前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。
(虐待の防止のための措置に関する事項)

第25条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

第 7 章 業務の質の評価及び情報提供

(教育・保育の質の評価)

第26条 本園は、教育及び保育、子育て支援事業の運営水準の向上を図るため、その運営状況について次のとおり自ら評価を行い又は評価を受け、運営改善のための必要な措置を講じるものとする。

(1)定期的に自己評価を行い、その結果を公表すること

(2)園児の保護者その他の関係者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること

(情報提供)

第27条 本園は、教育活動その他の園運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

第 8 章 補 則

(委任)

第28条 この園則実施に必要な事項は園長が定める。

附 則

この園則兼運営規程は、平成29年4月1日より施行する。
平成30年4月1日より施行する。
令和元年10月1日より施行する。
令和2年4月1日より施行する。
令和5年4月1日より施行する。
令和6年4月1日より施行する。
令和7年4月1日より施行する。